

第 19 回国際植物防疫条約（IPPC）総会（CPM-19）の結果概要

開催日： 2025 年 3 月 17 日（月）～21 日（金）

場 所： 国連食糧農業機関 FAO 本部（イタリア・ローマ）

参加国： 129 か国（加盟国は 185 か国）

出張者： 農林水産省消費・安全局 植物防疫課 海老原国際室長ほか

概 要：

1. 植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）案の採択

採択に諮られた以下の 2 本の新規 ISPM 案は、修正なく採択された。

- ISPM 46 「植物検疫措置のための品目基準」の附属書「*Mangifera indica*（マンゴウ）生果実の国際移動」
- ISPM 39 「木材の国際移動」の附属書「木材の移動に伴う病害虫リスク管理におけるシステムズアプローチの利用」

2. 電子植物検疫証明（ePhyto）

IPPC 事務局から、FAO 投資センターが実施した ePhyto 導入のコストベネフィットに関する評価について報告があり、複数の加盟国から、ePhyto は IPPC のフラッグシップであり主要な成功例の 1 つとなっている旨発言があった。また、輸入者等の第三者に ePhyto ハブを介して ePhyto を転送する機能を付与することについて議論が行われたが、各国からセキュリティ上の懸念が示され、ePhyto は政府間のみでやりとりすべきとの発言が多くあり、合意には至らなかった。

また、ePhyto 利用国からの任意拠出を求める資金調達モデルについて、一部の低所得国について支払いを完全に免除することが提案され、合意された。他方、カリブ海地域の加盟国から、商業利用、非商業利用を区別し、商業用荷口の ePhyto のみ課金すべきとの発言があったが、検討を行ったフォーカスグループより、誤用（misuse）されるおそれがあるため、そのような区別を行う機能は付すべきではないとした旨説明があり、当初の提案（商業利用・非商業利用を区別しない）どおり合意された。

3. 海上コンテナ

フォーカスグループから、IPPC 事務局及び業界団体（コンテナ荷主協会等）との共催で 2024 年 10 月にコペンハーゲンにおいて国際シンポジウムを開催し、業界団体の代表者と病害虫汚染を低減するコンテナ設計に関する議論が行われたこと、国際海事機関（IMO）、国際労働機関（ILO）及び国連欧州経済委員会（UNECE）が共同で作成する「貨物輸送ユニット収納のための行動規範」（CTU コード）について病害虫汚染に関する記述を拡充するための改正作業が進められていることについて報告があった。CTU コードの改正については、昨年採択された CPM 勧告の内容に沿って、コンテナを

取り扱う事業者はその管理中に病虫害汚染がないようにするべきとした管理責任（custodial responsibility）を盛り込んだ改正を目指している旨説明があった。

4. ワンヘルス

IPPC のワンヘルスアプローチへの貢献の 1 つとして、薬剤耐性（AMR）の発生の抑制を目的とした CPM 勧告案作成を進めることが提案されたが、複数国から、ワンヘルスにおける他の要素と植物衛生の相互依存性・相互関連性を明確にした上で検討を進めるべきとの発言があった。議論の結果、AMR や農薬使用に限定して作業を進めるには時期尚早であり、ワンヘルスの幅広い文脈における他の多くの要素が欠けるおそれがあるとして、CPM 勧告が適切かどうかも含め、引き続き議論していくこととなった。

5. 薬剤耐性（AMR）

IPPC 事務局から、2023 年及び 2024 年に実施された抗微生物剤の使用に関する IPPC オブザバトリサーベイの結果が報告され、植物防疫において抗菌剤の使用は比較的少なく、殺菌剤は広く使用されている旨説明があった。加盟国から抗微生物剤の使用の把握と薬剤耐性の把握を区別するべきと発言。今後は FAO の InFARM プラットフォームを通じて抗微生物剤の使用に関するデータを収集していくことに合意した。

6. 木材こん包材

南米植物防疫機関より、輸入木材こん包材に ISPM15（国際貿易における木材こん包材の規制）に基づく消毒済みマークがあるにも関わらず、キクイムシやカミキリムシ等の検疫有害動植物が多く発見され、重要な木材害虫の侵入経路となっていることに懸念が表明された。

7. CPM 附属機関の委員の確認

アジア地域理事については、Mr. Gerald Glenn Panganiban（フィリピン）が就任。地域ローテーションに従い、次期 CPM 議長に欧州地域理事 Mr. Sam Bishop（英国）が就任。

（以上）